

令和4年3月16日
四国行政評価支局

海岸保全施設の運用・管理に関する行政評価・監視－管理又は操作を委託されている水門・^{りくこう}陸閘等を中心として－の結果通知に対する改善措置状況の概要

【通知先】四国地方整備局 【通知日】令和3年11月30日 【回答日】令和4年3月8日

四国行政評価支局は、令和3年4月から11月にかけて、管内の海岸保全区域内にある港湾海岸を対象として、操作が必要な水門・陸閘等の現状を把握するとともに、海岸法及び津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドラインに基づく、現場操作員の安全確保に配慮した操作規則の策定及び管理又は操作の委託等の状況を調査しました。

その結果、海岸法で義務付けられている水門・陸閘等の操作規則が定められないままとなっている施設や現場操作員の安全に配慮した管理又は操作の委託が書面で取り交わされていない施設などが複数存在する実態が明らかになったため、令和3年11月30日、四国地方整備局に対し、改善措置を求める通知をしました。

これを受け、四国地方整備局では、管内の海岸管理者に対して事務連絡を発出し、当局調査結果を参考として、海岸法及びガイドラインに則った適切な対応を行うよう周知徹底しました。また、今後、令和4年4月開催予定の港湾管理者等連絡会議などにおいて、再度の周知のほか、管内の海岸管理者における取組例や課題の共有・意見交換を行うとともに、継続して改善状況をフォローアップしていくこととなりました。



【本件の連絡先】

四国行政評価支局評価監視部
担当：安芸、音泉
電話：087-826-0683（直通）
Mail：skk11@soumu.go.jp

※ 本報道資料、調査結果及び調査結果（図表）は、四国行政評価支局のホームページに掲載しています。

《調査の背景》

- 東日本大震災では、津波から人命や財産を守ろうと水門・陸閘等の操作に従事した方が多数殉職
 - 海岸法を平成26年に改正し、水門・陸閘等を管理している海岸管理者に対し、現場操作員の安全確保が図られるよう配慮された操作規則の策定を義務付け
 - また、津波・高潮の発生時に水門・陸閘等の操作を安全かつ確実に実施するために津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドラインを平成28年に改訂し、現場操作員の安全確保を最優先とした「操作規則の整備」や「管理又は操作業務の委託の在り方」などに関する基本的考え方を反映
- ⇒ 東日本大震災から10年、南海トラフ地震などの発生が危惧される四国において、津波・高潮発生時における水門・陸閘等の安全かつ確実な操作の推進を図るため、海岸保全区域内にある港湾海岸を対象とし、海岸法及び改訂ガイドラインに基づく、現場操作員の安全確保に配慮した操作規則の策定及び管理又は操作の委託等の状況を調査

《主な調査結果（課題）》

海岸法で義務付けられた現場操作員の安全に配慮した操作規則の策定 ※全数調査(19海岸管理者、2,663基)

- ◆ 操作が必要な水門・陸閘等を有し、操作規則の策定が義務付けられている19海岸管理者のうち、8海岸管理者（約4割）において操作規則が未策定又は一部未策定（612基）
- ◆ 操作規則を策定していても、9海岸管理者（約8割）は、改訂ガイドラインが示す操作・退避ルールに基づく現場操作員の安全確保を図るための操作及び退避の判断基準が未設定（1,916基）

書面による委託契約の締結 ※全数調査(2,054基)

- ◆ 海岸管理者以外の者が管理する操作が必要な水門・陸閘等のうち、書面による委託契約を取り交わさず地元慣習により自主管理されているものや口頭による委託などが約3割（548基）

現場操作員が安全かつ確実に操作を実施するための委託契約書の策定 ※抽出調査(50契約書)

- ◆ 操作規則で設定する「操作・退避ルール」が委託契約書に反映されていないなど、水門・陸閘等の操作が「現場操作員の判断」に委ねられているものが28契約（約6割）
- ◆ 操作に伴い、背後資産等の損害が発生した場合の責任の所在が規定されていないものが35契約（7割）、負傷等に対する補償の方法が規定されていないものが34契約（約7割）

調査結果（課題）が生じた主な原因

- ⇒ 海岸法による操作規則の策定義務を承知していない
- ⇒ 改訂ガイドラインの考え方を承知していない、理解が浸透していない
- ⇒ 委託協議が整わず対応に苦慮、委託契約締結に向けた対応を模索 など



- 現場操作員の安全が確保できないおそれ
- 操作活動が安心して実施できないおそれ

四国地方整備局に対する通知事項

- 現場操作員の安全を確保するため、海岸法に基づく操作規則を策定することの重要性の周知徹底を図ること
- 適切な操作規則の策定及び書面による委託契約等の締結促進のため、改訂ガイドラインの一層の周知及び現場浸透の徹底を図ること

四国地方整備局による改善措置（要旨） ※次頁参照

- ◆ 管内の海岸管理者に対して事務連絡を發出し、以下の事項を周知徹底
 - ・ 操作規則の策定や書面による委託などは、津波、高潮等への円滑な対応や現場において操作施設の操作に従事する者の安全を確保する上で不可欠なものであること
 - ・ 四国行政評価支局の調査結果を参考として、海岸法及び改訂ガイドラインに則った適切な対応を行うこと

- 現場操作員の安全確保を最優先とした水門・陸閘等の運用管理体制の構築のため、他の海岸管理者における取組例を情報提供するとともに、課題を共有し、その対応について意見交換を実施すること

- ◆ 令和4年4月実施予定の港湾管理者等連絡会議などにおいて、再度の周知のほか、管内の海岸管理者における取組例や課題の共有・意見交換を実施
- ◆ 継続して改善状況をフォローアップ

所見表示事項に対する改善措置

所見表示事項	左に対する改善措置
<p>東日本大震災を教訓とし、今後、発生が危惧される南海トラフ地震や巨大台風等の発生にも備え、津波・高潮発生時に水門・陸閘等の現場操作員が安全かつ的確な措置を講ずることができるよう、海岸管理者に対し、次の助言・支援を行うこと</p> <p>① 現場操作員の安全を確保するため、海岸法に基づく操作規則を策定することの重要性の周知徹底を図ること</p> <p>② 適切な操作規則の策定及び書面による委託契約等の締結促進のため、改訂ガイドラインの一層の周知及び現場浸透の徹底を図ること</p> <p>③ 現場操作員の安全確保を最優先とした水門・陸閘等の運用管理体制の構築のため、他の海岸管理者における取組例を情報提供するとともに、課題を共有し、その対応について意見交換を実施すること</p>	<p>1 所見表示①及び②に対する改善措置</p> <p>令和3年12月2日付けで、四国管内の海岸管理者に対して「海岸法第14条の2に基づく水門・陸閘等の操作規則の策定等について」の事務連絡を発出し、以下の事項を周知徹底した。</p> <p>① 操作規則の策定や書面による委託などは、津波、高潮等への円滑な対応や現場において操作施設の操作に従事する者の安全を確保する上で不可欠なものであること</p> <p>② 操作規則の策定や書面による委託などが未了となっている施設については、四国行政評価支局の調査結果を参考として、海岸法及び「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」(平成28年4月改訂)に則った適切な対応を行うこと</p> <p>2 所見表示③に対する改善措置</p> <p>令和4年4月開催予定の「四国地方整備局・港湾管理者等連絡会議」などにおいて、操作規則の策定等について再度の周知を行うとともに、管内の海岸管理者における取組例や課題の共有を図り、その対応について意見交換を行うこととする。</p> <p>また、今後、継続して改善状況をフォローアップしていくこととする。</p>

(参考) 水門・陸閘等の概要

水門・陸閘等は、海岸保全区域内にある海水の侵入等を防止するための海岸保全施設であり、海岸堤防等と一体的に整備され、津波・高潮等の襲来時に閉鎖することで海水の侵入を防ぎ、**浸水被害から海岸背後にある人命及び資産を守るための施設**である。

〈水門〉



河川や水路を堤防等が横断する箇所に設置される施設であり、閉鎖することで、堤防等と一体となって海水の侵入を防止する機能を発揮します。
また、開放することで不要な内水を排出する機能もあります。

〈樋門〉



海・河川への排出口に設けられている施設で、排水のための機能を有しています。
一般的に、樋門は通水断面が堤防等に埋設されている径間が小さい施設であり、樋管は更に規模が小さい施設です。

〈陸閘〉



閉鎖することで海水の侵入を防止するとともに、開放することで堤防等の海側にある港湾、漁港、海浜等を利用するために人や車両等が堤防等を横断できるようにする施設です。